

令和8年度

# 学校いじめ防止基本方針



豊里学園 つくば市立豊里中学校



## 【いじめに関する共通理解事項】

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
【いじめ防止 対策推進法第二条第1項】

いじめ行為の形態、仕方、程度の違いにかかわらず、いじめを受けている児童生徒が、心理的であれ、精神的であれ、肉体的であれ、「いやだ!」「つらい!」「苦しい!」「すぐにやめてほしい!」と感じている言動や態度や行いは全て「いじめ」ということになる。

【つくば市 いじめ防止基本方針(令和2年改訂版)】

「いじめの認知は、  
いじめの解消に向けた  
第一歩」



認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案をどれだけ解決したかが重要である。

## 《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。
- ・ 生徒の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える視点で指導にあたる。
- ・ 生徒が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断できるように促す指導を心掛ける。

## 《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

## 1 いじめに対する基本姿勢

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教育委員会や教育局、関係機関等と連携し、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめに対する措置」を適切に行う。

## 2 未然防止のための取組

### ○学校全体の取組

- ・いじめに対する正しい認識について共通理解する。
- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識する。
- ・教職員一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるように、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・教職員用の指導書「いじめ問題を見過ごさないために」等を中心に校内研修会を実施し、教職員がいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

### ○学級経営の充実

- ・生徒に対する教師の受容的・共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合える学級をつくる。
- ・生徒の自主・自律・自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。相手の人格を傷つけるような人権意識に欠けた言葉や個人の体格・性格・性質、家族等への配慮を欠いた言葉への指導を重視していく。
- ・教師自身、いじめを誘発するような言動に十分注意する。(生徒を様々な場面でからかう、集団の前で一人を叱責する等)

### ○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己有用感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進め、自己肯定感や自尊感情を高める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒の学びを保障する。

### ○教育相談活動の充実と全教育活動を通じた生徒指導の展開

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。

○つくばスタイル科、道徳科、学級活動において

- ・いじめを題材として取り上げることが道徳科の指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を育む授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- ・生徒同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるような活動を通して、いじめの未然防止や解決の手立てについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。
- ・多様性を理解し、互いに尊重し合う態度を育む教育活動の充実に努める。

○学校行事において

- ・生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し実施する。全ての生徒が活躍できる場面や役割をつくることで自己有用感を高める。

○生徒会活動において

- ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。(生徒会主体のいじめ防止フォーラムの企画運営等の展開)

○家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会における様々な要因があることを共通理解し、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会等を実施する。
- ・いじめの未然防止や早期発見や、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・日頃より電話連絡や家庭訪問を行うことで家庭との連携を密にし、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

### 3 早期発見のための取組

○複数の教職員の目による日常の交流を通して、いじめの早期発見に努める

- ・多くの教職員が様々な教育活動を通して生徒に関わることにより、生徒の変化を見逃さない。
- ・休み時間の校内巡回を各学年で分担し、各学年の使用場所を見回る。
- ・いじめチェックリストを活用した振り返りを5月末、11月末と1月末に行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが、積極的に学級訪問、授業参観などを行う。
- ・生徒指導部会を毎週1回実施する。

○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を定期的(5月、6月、9月、11月、2月)に実施する。
- ・アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などには、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

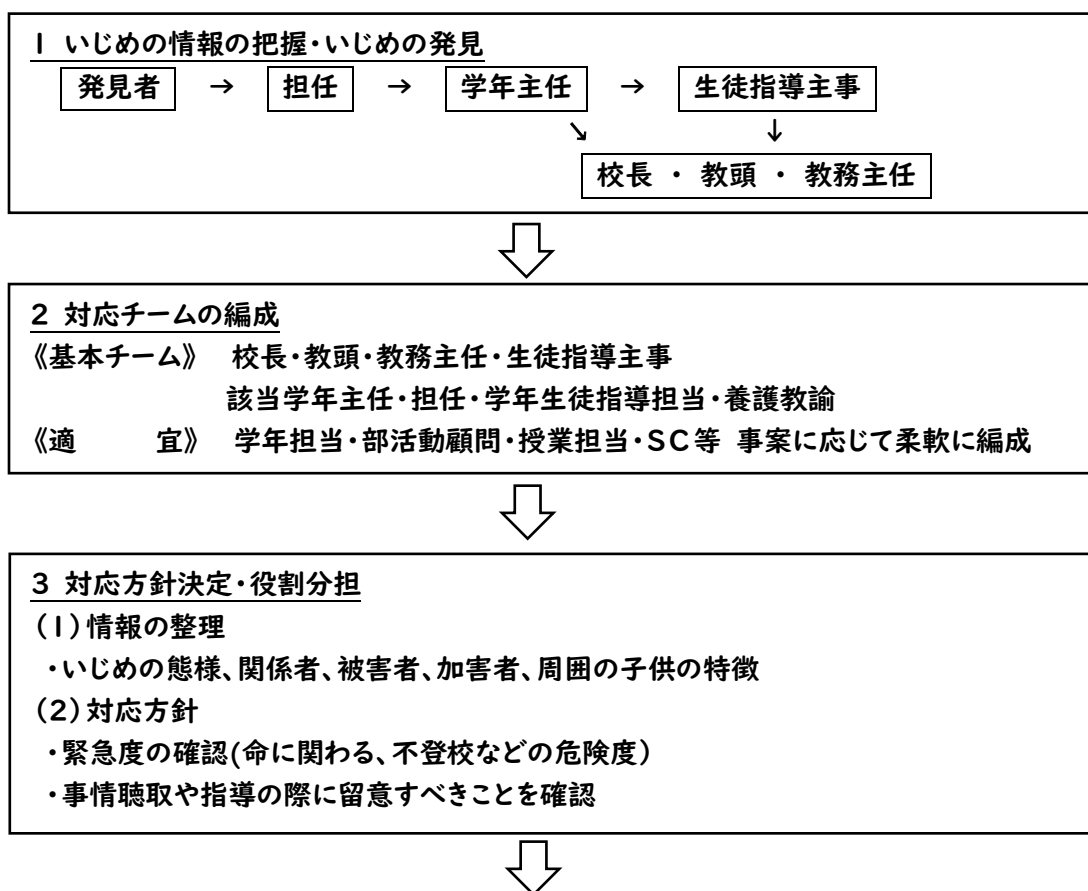
○教育相談による把握に努める

- ・担任による面談を定期的(6月、11月、2月)に実施する。
- ・生徒が希望したり、相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習相談員等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が相談の体制を整える。
- ・面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取組を保護者や地域に発信し、いじめの予防や早期発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため、できる限り詳細に情報を得るようにする。

#### 4 問題への対応(いじめ発見から解決までの取組)





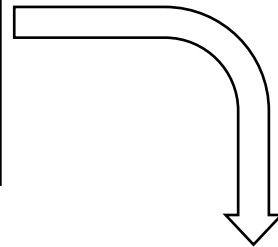
#### 4 事実の究明

～被害者→周囲の子供→加害者の順で～

- いじめられている子供や、周囲の子供からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯を配慮して行う。
- 安心して話せるように、その子供が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該生徒を保護者に直接引き渡し、保護者に直接説明をする。
- 対応についての記録を必ず残す。
- ×いじめられている子といじめている子を同じ場所で事情を聴くこと。
- ×注意、叱責、説教などで終わること。
- ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

#### 5 関係機関との連携

- 市教育委員会・教育相談センター
  - ・報告と対応方針の相談
- 警察
  - ・暴行傷害、恐喝等の事件の発生
- 医療機関
  - ・被害者の心身の外傷
- PTA
  - ・本部役員への報告、相談



#### 被害者への対応

- ◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるように、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるように支援を継続する。
- ×「君にも責任がある」「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

#### 加害者への対応

- ◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、反省を促す。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

#### 他の生徒への対応

- ◎いじめは学級や学年等の集団全体の問題とし教師が生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行動であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを伝え、被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けて話し合わせ、活動を支援する。

#### 6 保護者への対応

- 《被害者の保護者》
- 家庭訪問を行い、事実を伝え、徹底して生徒を守り、支援していくことと対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。
- 《加害者の保護者》
- 家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の子供の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変容等を伝え指導に対する理解を求める。

## 5 いじめ対策組織と年間指導計画

### ○いじめ対策委員会の実施

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、担任で構成する。
- ・生徒指導部会や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取組について協議するために定期的（月一回程度）に行う。
- ・緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

### ○いじめ対策担当の設置と業務

- ・生徒指導主事がいじめ問題解消支援を担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部機関との連絡調整を行う。
- ・いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。

### ○教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。
- ・いじめチェックリストを活用し、いじめ発見スキルの向上を図る。

### ○いじめ対策年間指導計画（次頁に掲載）

○いじめ対策年間指導計画

月	教職員の取り組み			生徒の取り組み	
	対策委員会	校内研修	教育相談	学級活動	生徒会活動
4	○全体計画の検討	○いじめに関する共通理解(兼第1回生徒指導校内研修)		○学級のルールや人間関係づくりのための活動	○委員会組織編成 ○今年度の生徒会スローガンの協議、決定
5	○いじめ対策委員会	○道徳授業研究 ○第2回生徒指導研修 ○アンケート分析	○アンケート①	○話し合い「学級の課題について」	○生徒総会スローガンの公布
6	○いじめ対策委員会	○面談について ○アンケート分析	○アンケート② ○教育相談①	○SCによる交友関係についての授業	
7	○いじめ対策委員会	○面談について	○二者面談(7、8年) ○三者面談(9年)		○いじめに関する講演会 ○小中いじめフォーラム
8	○いじめ対策委員会	○学園研修 SCによるカウンセリング研修会			
9	○いじめ対策委員会	○生徒指導研修会の伝達、共通理解	○アンケート③	○話し合い「体育祭を通して学んだ仲間の絆」	
10	○いじめ対策委員会	○アンケート分析			○スローガンの実現状況の確認
11	○いじめ対策委員会	○面談について ○「いじめに関する講座」の伝達、共通理解	○アンケート④ ○教育相談② ○三者面談(9年)	○話し合い「ゆたか祭を通して学んだ仲間の大切さ」	
12	○いじめ対策委員会	○アンケート分析			○スローガン実現の検証
1	○いじめ対策委員会	○面談について	○教育相談③(9年) ○三者面談(9年)		○役員交代の引き継ぎ
2	○いじめ対策委員会		○アンケート⑤ ○教育相談③(7、8年)		○次年度スローガンの検討
3	○いじめ対策委員会 ○次年度計画立案	○評価と次年度の課題	○相談内容のまとめ	○話し合い「学級の仲間との交流で学んだこと」 ○反省と次年度計画立案	○振り返りと次年度計画立案

## 6【令和7年度付記】「いじめ対策のさらなる強化について」

(令和6年12月25日 文部科学省初等中等教育局生徒課より通知)

### (1) 学校におけるいじめに対する平時からの備えについて

- ① 全ての教職員が、いじめの正しい理解や組織的対応の在り方、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか等を確実に認識しておくために、年度初めの職員会議や教員研修等において、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等について改めて理解を深めること。

#### ◆資料1 「いじめ防止のさらなる強化について」

#### (別添資料1)

令和6年11月8日 いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議決定

### いじめ防止対策の更なる強化について

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り整理する。

(※は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組)

#### (いじめの防止)

##### ① いじめ未然防止教育のモデル構築

- 「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止教育の指導案、指導教材等のモデルを構築。
- いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

##### \*② 重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- 国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの経緯・予兆や重大化要因等を分析し、学校での未然防止等に活用。

#### (早期発見)

##### ③ こどもの視点に立った相談体制の充実

- 1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの弱みを受け止められるような取組を推進。

#### (いじめへの対応)

##### \*④ 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- 教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。
- 学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- 加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

##### \*⑤ 重大事態対応等における第三者性(中立性・公平性)の確保

- 首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- 重大事態調査の調査委員(第三者委員)の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

##### ⑥ ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- 小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

#### (地方公共団体・学校の実施する取組の充実)

##### \*⑦ 学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- 学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

##### \*⑧ 重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- 改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- 重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- 国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

- ② 学校いじめ対策組織は学校におけるいじめ防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であることを全ての教職員が確認するとともに、学校いじめ対策組織が実効的な機能を果たすため、情報や対応方針の「可視化（見える可）」や発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）の確保をはかること。

(2) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を用いた、平時からの備えの実施状況の点検

重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検の実施を進めること。

◆資料2 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」

(別添資料2)

**いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト**

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

**【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え**

●学校における平時からの備え（p 6～7参照）

チェックポイント	対応
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対応すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の中立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのまませず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>